

○財務省告示第三百四十五号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十一年九月十五日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額の買入価格	利率	償付	債券	変動	年	（別表）
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第十一回	五十億円	九十八円五十銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	二十三億円	九十九円五十銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第九回	四億円	九十九円二十四銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百円三十九銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	十億円	百円三十三銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五億円	百円三十銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	二十五億円	百円二十九銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五億円	百円二十二銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第八回	五億円	百円十三銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五十億円	九十八円五十五銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	第三十六回	第二十九回	〃	第二十八回	第二十七回	第二十三回	第十八回	第十六回	第十五回	第十三回	〃	〃
十億円	十億円	三十億円	十億円	五億円	二十一億円	十億円	十億円	五億円	三十億円	一億円	二百億円	六十億円	十億円	百三十億円	一億円	五十億円
九十四円七十銭	九十四円六十八銭	九十四円六十五銭	九十四円六十銭	九十四円五十九銭	九十四円五十五銭	九十五円三十九銭	九十五円八十三銭	九十五円六十二銭	九十六円九十八銭	九十九円二銭	九十六円七十三銭	九十七円十五銭	九十七円四十三銭	九十七円七十五銭	九十八円六十五銭	九十八円六十銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	第四十八回	〃	〃	第四十六回	第四十三回	第三十九回	〃	〃	〃	第三十七回	〃	〃
円一千二百一億	四億円	四十三億円	五億円	四十五億円	三十三億円	百億円	九十億円	十億円	十七億円	一億円	四十三億円	五億円	二十五億円
	百二円九十五銭	百二円九十銭	百円八十銭	百円七十銭	百円五十銭	九十九円六十八銭	九十九円七十七銭	九十六円六十四銭	九十六円三十一銭	九十六円三十銭	九十六円二十六銭	九十四円七十九銭	九十四円七十四銭